

令和7年度 宇美町保育所等利用案内



■令和7年4月入所申込

令和6年10月28日(月)～11月22日(金)
(土日祝日を除く)

8時30分～17時15分

※11月15日(金)は20時まで受付

■年度途中入所申込

利用希望日の属する月の前月1日から
(土日祝日を除く)

8時30分～17時15分

※各種様式は町のホームページからダウンロードできます。

■申込受付場所

うみハピネス こどもみらい課
TEL092(933)1322



目 次

1. 保育所の入所要件 (1) 教育・保育給付認定について (2) 保育認定について	2
2. 保育の必要量について	3
3. 保育料について	4
4. 令和7年度宇美町保育料一覧（予定）.....	7
5. 申込みに必要な書類	8
6. 入所決定までの流れ	10
7. 町内保育施設一覧	11
8. 重要事項	12
9. 申請用紙記入例	15
10. 保育施設紹介	17
11. 幼稚園施設紹介	41



・令和7年度クラス（令和7年4月1日時点の年齢）

クラス	生年月日
0歳児	令和6年4月2日～
1歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日
2歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日
3歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日
4歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日
5歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日

1. 保育所の入所要件

- ①宇美町に住民票があること
- ②保護者が保育認定の要件（下表参照）に該当していること
- ③教育・保育給付認定を受けていること

（１）教育・保育給付認定について

保育所等の利用にあたっては、教育・保育の必要に応じた「給付認定」を受けていただく必要があります。教育・保育給付認定申請に基づき、宇美町から教育・保育給付認定通知書を交付します。

教育・保育給付認定区分	実施年齢	保育の必要性	利用できる施設
1号認定 【教育標準時間】	3～5歳	なし	・新制度へ移行した幼稚園
			・認定こども園（幼稚園部分）
2号認定 【保育標準時間・保育短時間】	3～5歳	あり	・認可保育所
			・認定こども園（保育所部分）
3号認定 【保育標準時間・保育短時間】	0～2歳	あり	・認可保育所
			・認定こども園（保育所部分）
			・地域型保育事業

※太枠が、この利用案内により申請していただく保育所部分です。

（２）保育認定の要件

入所申込みができるのは、保護者が次の要件のいずれかに該当し、お子さんの保育を必要とする場合です。

- ①就労している（月64時間以上）
- ②妊娠中または出産後間がない（出産予定月を含む3ヶ月間）
- ③疾病、負傷、障がい等がある
- ④長期にわたる病気や、心身に障がいのある方を看護・介護している
- ⑤火災・風水害・地震等で被害を受け、復旧にあたっている
- ⑥求職活動している
- ⑦就学している（月64時間以上）
- ⑧育児休業中 ※詳細は15ページ⑥へ
- ⑨その他、①～⑧に類する状態であり、町長が必要と認める場合

・保育認定の有効期間

保育認定の事由	有効期間 (原則として保育が必要な事由に該当しなくなった日まで)
②妊娠・出産	出産予定月を含む3ヶ月
⑥求職活動	有効期間開始日から90日を経過する日の属する月末まで
⑦就学	卒業予定日の属する月末まで
⑨その他	町長が必要と認める期間
上記以外	小学校就学前まで ※お子さんが満3歳未満の場合、保育認定の有効期間は、「お子さんが満3歳に到達する前々日まで」です。この場合、満3歳到達後に新たな教育・保育認定通知書（または支給認定証）を送付します。その際の手続きは不要ですが、支給認定証をお持ちの場合は差し替えとなり、従前の支給認定証は回収となります。

2. 保育の必要量について

保育の必要量は、保護者の就労等の時間や保育の認定要件により「標準時間」と「短時間」のいずれかで認定されます。保育料は、認定された保育の必要量に応じて区分されています。

	標準時間	短時間
保育認定の要件	●就労・就学等の時間が120時間以上（月平均） ●妊娠・出産（出産予定月を含む3ヶ月） ●疾病・障がい等 ●介護・看護 ●災害復旧	●就労・就学等の時間が64時間以上120時間未満（月平均） ●求職期間 ●育児休業期間
最大利用時間	11時間/日 ※園により異なります	8時間/日 ※園により異なります

※就労・就学等の時間が短時間該当であっても、利用時間内での送迎が困難な場合等は、必要に応じて標準時間で認定します。

3. 保育料について

幼児教育・保育の無償化について

教育・保育の無償化により、0～2歳児クラスの市町村民税非課税世帯、並びに3～5歳児クラスについては、保育料が無償となります。

なお、これまで保育料に含まれていた副食費（おかず代）は、無償化後も引き続き保護者様の負担となり、実費徴収となります。

（１）保育料の決定方法

保育料は、お子さんの保護者の市町村民税所得割額をもとに算定します。毎年9月に市町村民税の年度切替えを行い、それによって保育料の見直しをします。

《保育料切替え時期》



【注意事項】

- ① 保育料の算定には、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除等は、控除対象となりません。
- ② 保育料算定のための書類が未提出である場合や申告を期日までに行わなかった場合は、保育料を最高額で決定します。
- ③ 6～8月に、保育料の切り替えのための税額調査を行います。この調査により保育料が変更になる場合があります。マイナンバー制度による情報連携が本格運用となったため、住民税課税資料の提出は原則不要です。
ただし、令和6年1月1日に指定都市に居住されていた方については、住民税課税資料の提出をお願いする場合があります。
(詳細は、6ページ(4)をご覧ください)
- ④ 保育所を欠席した場合やならし保育期間中でも、保育料は全額かかります。
- ⑤ 世帯状況の変更等に伴い、年度の途中で保育料が変わることがありますので、できるだけ早くお知らせください。
- ⑥ 税額に変更があった場合は、保育料が変わることがありますので、できるだけ早くお知らせください。
- ⑦ 保育料を滞納した状態が、しばらく続く場合、個別に面談を行います。
児童手当からの保育料天引きをご検討いただきます。
★⑦については、認可保育所のみ該当
- ⑧ 父母の収入だけで生計維持をできていない等の場合は、同居の祖父母等の市町村民税所得割額で決定する場合があります。

(2) 保育料の納付について

《認可保育所》

町への納付となります。納付方法については、納付書、又は口座振替となります。保育料は、当月末日が納期限です。

延長保育料は、翌月末日が納期限です。

※末日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日になります。

口座振替をご利用の場合は、口座振替用のハガキで手続き可能です。

(税務課・こどもみらい課・保育園に準備しています。)

口座振替の手続きが完了するまでは納入通知書を発行しますので、金融機関やコンビニエンスストアで納付してください。

《認可保育所以外の施設》

施設へのお支払となります。詳細は、施設にお尋ねください。

保育料は、納期内に必ず納付してください。

(3) 保育料の減免等について

① 多子軽減(きょうだい児減免)

2、3号認定では、小学校就学前児童が2人以上同時に保育所等を利用する場合(※)は、利用児童のうち、最年長のお子さんから順に2人目は半額、3人目以降については無料とします。この減免措置を受けるには、上のお子さんの在園証明書が必要となりますが、認可保育所・認定こども園・地域型保育施設を利用されているお子さん、幼稚園を利用している施設等利用給付認定を受けているお子さんの証明書は必要ありません。

※「保育所等を利用する場合」とは

認可保育所・幼稚園(満3歳以上)・認定こども園・地域型保育施設・特別支援学校幼稚園・企業主導型保育事業・情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している就学前児童がいる場合

※幼稚園を利用する2歳児について

幼稚園を利用する2歳児についてのきょうだい児減免は、満3歳に到達する月から適用となりますのでご注意ください。

② 母子・父子世帯及び障がい児・障がい者のいる世帯 ※

市町村民税非課税世帯(第2階層)では全額減額します。

市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯における保育料は、3号

認定(3歳未満児)は9,000円とし、2人目以降は全額減額します。

※身体障害者手帳の交付を受けた者・療育手帳の交付を受けた者・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者・特別児童扶養手当の支給対象児・国民年金の障害者基礎年金受給者がいる世帯

③ 多子軽減の年齢制限撤廃について

市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯(1号認定、ひとり親世帯、障がい児・障がい者のいる世帯においては77,101円未満)は、第何子かを決定する際に算定対象となるお子さんの年齢制限が撤廃されました。生計が同一であれば年齢に関係なく、上のお子さんは算定に含まれます。ただし、お子さんの年齢や状況によって、健康保険証の写しや学生証等お子さんを扶養していることが分かる書類を提出していただく場合があります。

(4) 令和6年1月1日に指定都市※に居住されていた方について

令和6年1月1日に指定都市に居住されていた方については、住民税課税資料の提出をお願いする場合があります。
地方税法の改正に伴い、平成30年度分の税率から指定都市に住所を有する方の市町村民税の税率が8%(指定都市以外の方は6%)に改められています。指定都市と指定都市以外の方で利用料に差が生じることがないように、指定都市に住所を有する方については税率6%で市町村民税所得割額を算定することとなりました。マイナンバー制度による情報連携では8%で算出された市町村民税額しか提供されないため、運用上、8%の税額に6/8を乗じた額をもとに利用料を算定いたします。この場合、近似値での算定となることから、正しい階層区分が決定できないと判断した場合は、税率6%で市町村民税所得割額を算定しますので、住民税課税資料の提出をお願いいたします。

※指定都市…福岡市、北九州市、熊本市、札幌市、仙台市、新潟市、横浜市、川崎市、さいたま市、千葉市、相模原市、名古屋市、浜松市、静岡市、大阪市、神戸市、京都市、堺市、広島市、岡山市

4. 令和7年度 宇美町保育料一覧（予定）

【2・3号認定：保育認定子ども（保育所・認定こども園（保育）・地域型保育施設）】

幼児教育・保育の無償化により、3歳以上児については保育料は無償となりますが、これまで保育料に含まれていた副食費（おかず代）については、無償化後も引き続き保護者様の負担となり、施設による実費徴収となります。副食費の額は、施設により異なります。

各月初日の保育の実施児童の属する世帯の階層区分			保育料（月額）	3歳未満児
階層区分	定 義		保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護世帯等		0円	0円
第2階層	市町村民税 非課税世帯		0円	0円
第3階層	所得割課税額 48,600円未満	ひとり親世帯等	9,000円 (0円)	9,000円 (0円)
		ひとり親世帯等以外	19,500円 (9,750円)	19,300円 (9,650円)
第4－1階層	所得割課税額 57,700円未満	ひとり親世帯等	9,000円 (0円)	9,000円 (0円)
		ひとり親世帯等以外	27,000円 (13,500円)	26,600円 (13,300円)
第4－2階層	所得割課税額 77,101円未満	ひとり親世帯等	9,000円 (0円)	9,000円 (0円)
		ひとり親世帯等以外	28,500円 (14,250円)	28,100円 (14,050円)
第4－3階層	所得割課税額 97,000円未満		30,000円 (15,000円)	29,600円 (14,800円)
第5階層	所得割課税額 169,000円未満		44,500円 (22,250円)	43,900円 (21,950円)
第6階層	所得割課税額 301,000円未満		61,000円 (30,500円)	60,100円 (30,050円)
第7階層	所得割課税額 397,000円未満		80,000円 (40,000円)	78,800円 (39,400円)
第8階層	所得割課税額 397,000円以上		86,860円 (43,430円)	84,400円 (42,200円)

【備考】

○保育料算定の際、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割控除額等は控除しません。

○世帯状況の変更や修正申告等に伴う市町村民税額に変更があった場合は、保育料が変わる場合があります。

○この保育料とは別に、園によって教材費などの実費徴収等がある場合があります。

※小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は半額（カッコ内の額）、3人目以降については0円です。

※第4－1階層以下の世帯（ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯は第4－2階層以下）は、子どもの年齢に関わらず、生計を一にしている子どものうち最年長の子どもから順にカウントします。ただし、勤務状況等により、生計が同一と認められない場合は、軽減対象外となります。

副食費（おかず代）免除について

年収360万円未満相当世帯の子どもと、全ての世帯の第3子以降（※）の子どもについては、副食費が免除となります。（主食費（ごはん、パン等）は対象外です。

※第3子以降の考え方は、保育料減免等の①多子軽減と同じです。

5. 申込みに必要な書類（A+B+C）

※必要書類が全て揃わない場合は原則受付できません。

A. 全員共通必要書類

- ・ 申請書・・・教育・保育給付認定申請書(現況届)兼 保育所等入所申込書
- ・ 個人番号(マイナンバー)が確認できる書類(同居者全員分)・・・
個人番号カード・個人番号通知カード・個人番号の記載された
住民票等の写しのいずれか
- ・ 身分証明書・・・申請に来られる方の運転免許証等

B. 保育認定の要件を証明する書類①～⑨のいずれか

保育認定の要件	必要書類
①就労 (就労予定、 復職予定含む)	就労証明書 ※自営の場合は自営業等申立書 (法人化している場合は就労証明書) ※令和7年4月入所については、就労予定・復職予定 で提出の方は、令和7年5月1日までに採用予定・復 職予定である旨の記載があるものが必要です。また、 就労開始後に就労証明書を再提出していただきます。
②妊娠・出産	保育ができない申立書、母子健康手帳の写し ※新年度の入所申込みについては、出産予定でも受け 付けできる場合がありますので、詳細につきましては、 こどもみらい課までお問い合わせください。
③疾病・障がい等	保育ができない申立書、 保育ができないことの診断書
④介護・看護	保育ができない申立書 介護・看護が必要なことがわかるもの
⑤災害復旧	保育ができない申立書、罹災証明書
⑥求職中	求職中に関する誓約書
⑦就学	保育ができない申立書、学生証の写し、在学証明書、 授業計画書 など
⑧育児休業中	就労証明書（育児休業中の対象となっているお子さん が満1歳になるまでに復職予定であることの記載があ るもの）
⑨その他	保育ができない申立書、 その事由を証明する書面 など

C.該当者のみ必要な書類

◎在宅障がい児（者）がいる場合

各種手帳や証書の写し（氏名・等級等記載の部分）

※国民年金の障害基礎年金を受給中の方は、年金証書と年金受給中であることを証明するもの（直近の年金振込通知書等）を提出してください。

◎きょうだい児が幼稚園等に通っている（通う予定）場合（卒園児を除く）

在園証明書※施設等利用給付認定を受けている方は不要です。

※入園後の保育料減免のための資料となりますので、令和7年度に幼稚園在籍予定の方は、ご提出ください。また、入園予定の証明書の場合は、入園確定後に再度ご提出をお願いします。ご提出がないと保育料の減免ができませんのでご注意ください。

※幼稚園を利用する2歳児についてのきょうだい児減免は、満3歳に到達する月から適用となりますのでご注意ください。

◎児童が入所する時点で義務教育を修了しているお子さん、別居の扶養しているお子さんがいる場合

扶養していることを証明するもの

●お子さんの健康保険証の写し（健康保険の扶養に入っている場合）

●学生証の写しなど

※ご入園後、再度提出していただく場合があります。

◎ひとり親世帯の場合

児童扶養手当証書、児童扶養手当証書預り証、ひとり親家庭等医療証、戸籍全部事項証明書、戸籍謄本等の写し

◎転入予定の場合

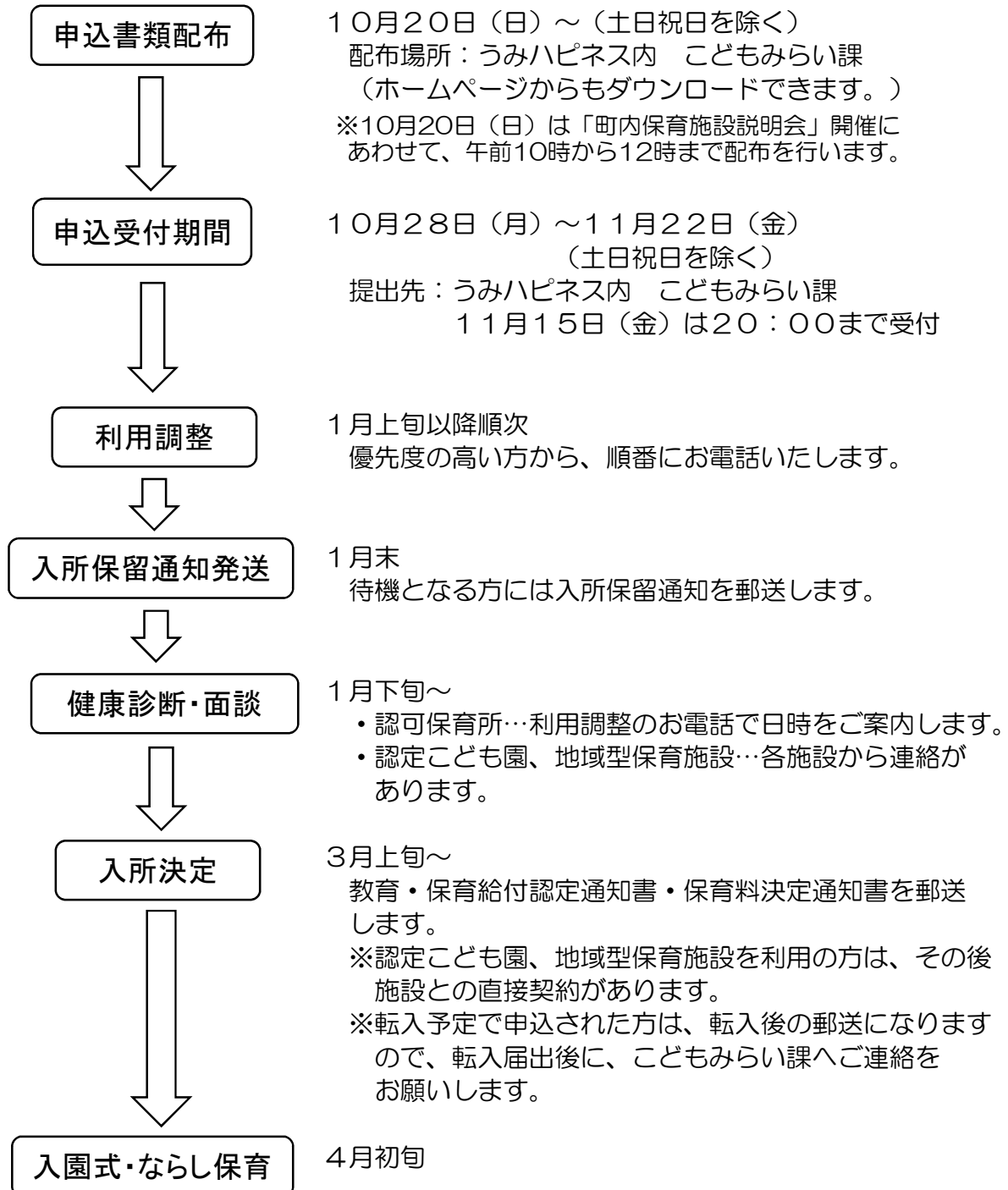
転入確約書

※入所希望日前日までに宇美町での住民票が確認できなければ、入所取消しになります。

6. 入所決定までの流れ（令和7年4月1日 入所）

※入所選考は先着順ではありません。

提出書類により、保育の必要性の高い方から利用調整を行います。入所申込みが定員を超えた場合は、待機となる場合があります。



※受付期間後に申込みをされた方については、期間内申込者の利用調整後、受入れ可能な場合に追加調整します。

※待機となることで育児休暇を延長する方は、別途証明書を交付しますので、こどもみらい課にお申込みください。

※1月末までに、利用調整の電話連絡、または入所保留通知の送付がない場合は、連絡漏れ・郵便等の不着の恐れがありますので、こどもみらい課にお問い合わせください。

7. 町内保育施設一覧

入所手続き等の詳細については、「認可保育所」「認定こども園(保育所部分)」「地域型保育施設」はこどもみらい課、「認定こども園(幼稚園部分)」「届出保育施設」「私立幼稚園」は各施設へお問い合わせください。

施設名			住所・電話	対象年齢	保育曜日	保育時間	新年度申込
認可保育所	町立	早見保育園	宇美中央2-9-26 ☎ 932-0180	首がすわって(3か月以上)～就学前 2号・3号	月曜日～土曜日	7:00～18:00 (延長保育 18:00～19:00) ※めばえ保育園 7:15～18:15 ※延長保育は1歳の誕生日から	10月28日～こどもみらい課へ申込み
		原田保育園	原田3-2-1 ☎ 932-0115				
	私立	宇美八幡宮保育園	宇美1-8-34 ☎ 932-0583				
		四王寺坂ひかり保育園	四王寺坂1-30-17 ☎ 957-0005				
		柳原ぶらす保育園	宇美東2-2-15 ☎ 932-0181				
		貴船保育園	貴船2-29-2 ☎ 932-3000				
				生後4か月～就学前 2号・3号			
認定こども園	認定こども園(地方裁量型) チムニーズENGLISHスクール		大字宇美4361-2 ☎ 933-3063	3歳児～就学前 2号	月曜日～金曜日	8:00～14:00 (保育部分18:00まで)	
	認定こども園(保育所型) 空とぶくら幼稚園 うみ園		貴船2-41-27 ☎ 934-0048	首がすわって(4か月以上)～就学前 2号・3号	月曜日～土曜日	7:00～18:00 (延長19:30まで)	
	認定こども園(保育所型) めばえ保育園		大字井野560-2 ☎ 692-1361	首がすわって(3か月以上)～就学前 2号・3号	月曜日～土曜日	7:15～18:15 (延長保育 7:00～7:15 18:15～19:00)	
	認定こども園(幼保連携型) 宇美タンポポこども園		宇美6-10-22 ☎ 933-1208	首がすわって(3か月以上)～就学前 2号・3号	月曜日～土曜日	7:00～18:00 (延長19:00まで)	
地域型保育施設	家庭的保育 四王寺坂ひかり乳幼児園		四王寺坂3-13-13 ☎ 934-2586	首がすわって(3か月以上)～2歳児 3号	月曜日～土曜日	7:00～18:00 (延長19:00まで)	
	小規模保育 どれみ乳幼児園		宇美4-7-33 ☎ 934-1026				
	小規模保育 ゆうあいおむすび保育園		貴船2-30-3 ☎ 410-2285				
	小規模保育 すみれ乳幼児園		光正寺1-4-5 ☎ 692-9320				
育届施設保	朝陽こどもえん		宇美4-1-3 丸和メディカルビル3F ☎ 957-9160	6か月～就学前 2号・3号	月曜日～土曜日	8:00～18:00	(施設へ申込み)
私立幼稚園	学校法人 小林学園 宇美幼稚園		とびたけ4-1-3 ☎ 933-0970	2歳～就学前	月曜日～金曜日	8:30～14:00 (早朝保育7:30～) (延長18:00まで)	(施設へ申込み)
	学校法人 小林学園 三葉幼稚園		宇美3-6-26 ☎ 932-0512			8:30～14:00 (早朝保育8:00～) (延長17:30まで)	
	学校法人 博多学園 博多第二幼稚園		ひばりが丘1-1-10 ☎ 934-1001			8:30～14:00 (早朝保育7:30～) (延長18:00まで)	

★申請が可能な施設等

認可保育所

保護者の委託を受けて、家庭での保育が困難なお子さまを、保護者に代わって保育することを目的とした児童福祉施設です。現在、町立2園と、私立4園があります。

認定こども園(保育所部分)

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設です。現在、私立の認定こども園4園があります。
(幼稚園部分は直接施設へ申込み)

地域型保育施設

0～2歳児の子どもを対象として、少人数単位で保育をおこなう施設です。卒園後の利用先として認可保育所、認定こども園が設定されており、引き続き利用できます。(※幼稚園の利用を希望される場合、幼稚園への申込みが必要です。)
現在、地域型保育施設4園があります。

8. 重要事項

① 提出書類について

- ・提出後に変更が生じた場合は、再度提出してください。
 - ・提出された書類に内容の確認がとれない場合や疑義があるときは、追加資料の提出をお願いすることや、勤務先等への調査等を行うことがあります。
 - ・これまで提出を必要としていた同居する18歳以上65歳未満の方の保育要件確認書類については、同居する祖父母（保護者の父母）のみ必要となります。
- ※ただし、提出がなくても申込は可能ですが、家庭保育が可能とみなし、優先順位に差をつけます。
（保育可能な方がいる世帯といない世帯との公平性を図るため）

② 転入予定で申し込む場合について

入所要件として、宇美町に住んでいることの確認が必要なため、令和7年3月末日までに住民登録がないと、令和7年4月当初の入所承諾はできません。

③ 同一世帯について

住民票上は別（世帯分離）でも、同じ住所地に住んでいる場合は同一世帯として審査します。

④ 入所決定（利用調整）について

施設の入所可能数を超える申込みがあった場合には、家庭状況や保護者の就労等の状況に応じて優先順位をつけるため、希望する保育所等に入所できない場合や、待機となる場合があります。

⑤ 定員を超えたために入所できない場合

待機児童として登録され、4月以降も審査対象となります。施設に空きが出た場合には、待機登録者の中から入所選考を行います。
（登録期間は、令和8年3月末までです。）

次へ→

⑥ 育児休業中の利用について

- ・ 育児休業期間中の方は、定員に余裕がある場合に限り育児休業での入所が可能です。※最長で育児休業に係るお子さんが満2歳に達した日の属する月の月末までです。
- ・ 保育所を利用しているお子さんの保護者が育児休業を取得する場合、育児休業での利用となった年度末までは継続利用ができます。翌年度以降も引き続き育児休業での利用となる場合は、当該クラスに待機児童が発生していない場合に限り、継続利用が可能となります。

⑦ 保育の利用期間

復職予定や就労予定及び、雇用期限がある方などにつきましては、保育の利用期間を年度途中までとすることがあります。保育の利用期間を更新するためには、復職予定や就労予定の方は就労開始後、雇用期限がある方は雇用更新後、速やかに就労証明書等を提出してください。

⑧ ならし保育について

ならし保育とは、お子さんが新しい環境に慣れるために、通常の保育時間より短い保育時間でお預かりする保育のことです。（入所開始日の前に行うものではありません）なお、ならし保育の期間中も保育料は通常の保育時間の場合と同額です。

⑨ 入所後の就労状況等の再確認について

入所後、7月頃に就労状況等の再確認のため、家庭状況調査を行います。

⑩ 入所後に申込書類の内容に変更が生じた場合

世帯の状況や仕事などに変更等が生じた場合は、速やかに保育所またはこどもみらい課に届け出てください。

次へ→

⑪ 広域入所について

宇美町内にお住まいの方は、宇美町内の保育所に通うことが原則となりますが、宇美町で待機児童が発生した場合や、保護者等の状況により宇美町内の保育所に通うことが難しいと判断される場合に限り、例外的に宇美町外の保育所の利用が認められることがあります。

希望される方については別途お手続きが必要となりますので、こどもみらい課までお尋ねください。

⑫ 災害発生時における対応基準について

台風や豪雨等の災害に伴う避難情報発令時、保育施設には園児や従事する職員の安全確保のための対応基準を定めています。

警戒レベル等に応じて「休園」や「早急なお迎え」の依頼を連絡させていただく場合があります。

9. 申請用紙記入例

様式第2号(第4条関係)

【令和7年度 2・3号用】

記入例

保育給付認定申請書(現況届) 兼 保育所等入所申込書

受付印

入所申込承諾日

福岡県糟屋郡宇美町長 殿

次のとおり、施設型給付費等に係る支給認定及び保育施設等の利用申請と併せて申請します。また、必要に応じて、市町村民税の情報(同一世帯者を含む)および世帯情報等に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対する利用料等の届出、関係書類を提出しない場合は、利用決定を取り消されても異議は申し立てません。

ここに記入された保護者あてに、通知書や保育料等の請求書が届きます。

令和 6 年 11 月 7 日

保護者氏名 宇美 太朗

指数

申請児童	ふりがな うみ はなこ	年齢	性別	R7. 4. 1時点の年齢を記入してください。
	宇美 花子	4 歳	男・女 女	
住所	宇美町 宇美5丁目1番1号			※連絡の希望順に記入してください。 1 自宅・携帯(父・母) 090-0000-0000 2 自宅・携帯(父・母) 090-1111-1111 3 自宅・携帯(父・母)
転入予定の場合	〒 (令和 年 月 日 転入予定)			
現住所				

該当する番号を記入し

●世帯の状況(申請児童以外の同居者全員を記入)

	氏 名	児童との続柄	生年月日	性別	保育の要件番号(※)	職業・学校(園)・学年等
児童の世帯員（同居者）	ふりがな うみ たろう	父	T・S H・R 2 年 3 月 1 日	男・女	①	会社員
	宇美 太朗					
	ふりがな うみ みどり	母	T・S H・R 3 年 5 月 8 日	男・女	①	会社員
	宇美 みどり					
	ふりがな うみ いちろう	兄	T・S H・R 30 年 7 月 3 日	男・女	⑩	〇〇小学校1年
	宇美 一朗					
	ふりがな うみ さぶろう	父の父	T・S H・R 34 年 8 月 8 日	男・女	①	会社員
	宇美 三朗					
	ふりがな うみ はなこ	父の母	T・S H・R 35 年 2 月 5 日	男・女	①	パート
宇美 花子						
	ふりがな		T・S H・R 年 月 日	男・女		

申請時点での状況を記入してください。

●別居している保護者、別居で扶養しているお子さんがいる場合は記入してください。(保護者)

氏 名	児童との続柄	生年月日	性別
ふりがな		T・S H・R 年 月 日	男・女
ふりがな			

別居で扶養している子がいる場合は、扶養していることが分かる資料(保険証の写し等)が必要です。

※保育の要件番号(保育を必要とする理由で、
①就労 ②妊娠・出産 ③疾病・障がい ④介護等 ⑤災害復興 ⑥求職活動中 ⑦就学 ⑧育児休業中
⑨その他 ⑩18歳未満、又は65歳以上

*** 裏面も記入してください。***

※町使用欄

受付	入力	確認

●保護者の住所地(市区町村名)※宇美町以外の方は記入してください。

R6.1.1現在	父	福岡市博多区	母	福岡市博多区	R7.1.1現在	令和6年1月1日の居住地が宇美町以外だった場合は、その時の住所(市区町村名まで)を記入してください。
----------	---	--------	---	--------	----------	--

●利用を希望する期間、施設名等

利用を希望する期間	令和 7 年 4 月 1 日から	☒ 令和
-----------	------------------	--

利用希望施設名		きょうだい児の申込みについて
第1希望	〇〇〇保育園	☐ 同じ保育所等のみの利用を希望する。 ☐ 別々の保育所等になる場合
第2希望	〇〇〇保育園	☐ 1人だけでも利用を希望する。 ↳ 利用できなかった児
第3希望	〇〇〇保育園	☐ 他の施設を利用する。 ☐ その他 ()

入所できなかった場合の意思確認	☐ 希望する施設のみ ☐ すべての施設
	☆ 育児休業中の方 ☐ 育休を延長するが、入所で ☐ 他の施設等を利用して予定どお

希望する利用曜日及び利用時間	利用曜日	利用時間	
	月・火・水・木・金・土	平日	8 時 00 分 から 17 時 30 分 まで
		土曜	8 時 00 分 から 17 時 30 分 まで

希望する利用時間区分	☒ 保育標準時間(11時間まで(施設により異なります。)) ※就労状況等により希望の利用時間区分とならない場合があります。	☐ 保育短時間(8時間まで(9:00~17:00))
------------	--	---

●世帯の状況

該当する方はチェックしてください。	☐ 生活保護受給 ☐ ひとり親世帯 ☐ 障害 ↳ 該当する項目がある場合はチェックしてください。	求職活動中・育児休業中・就労時間が120時間未満の方は、短時間に☑してください。
-------------------	--	--

●児童の状況

持病	☒ 無 ☐ 有 ※病名、通院状況等を記入してください。 病名: _____ 通院状況等: _____
アレルギー	☐ 無 ☒ 有 (種類: 卵白)
手帳等の有無	☒ 無 ☐ 有 (☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神福祉手帳 ☐ 特別児童扶養手当)
乳幼児健診での指摘事項	☒ 無 ☐ 有 ※指摘を受けた内容を記入してください。
その他	※特に配慮が必要なことがある場合は記入してください。
令和6年度の申込状況	☐ 申込みをした → 待機の有無 (有 ・ 無) ☒ 申込みをしていない
現在の状況	☐ 家庭保育中 ☐ 親族等に預けて就労している ☒ 育児休業中 ☐ 施設等利用中 (☐ 認可保育所等 ☐ 幼稚園 ☐ 届出保育(認可外)施設) ↳ 施設名: _____ 利用開始日: 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ まで ☐ その他 ()

- ・支給認定証の交付を希望される場合は、別途申請が必要ですので、お申し出ください。
- ・支給認定証の交付を受けない場合には教育・保育給付認定通知書を交付します。
- ・支給認定変更の申請をする場合において、支給認定証の交付を受けているときは、支給認定証の提出が必要です。
- ・施設等から支給認定証の提示を求められた場合において、支給認定証の交付を受けていないときは、教育・保育給付認定通知書を提示してください。